

第30回総会 議事録

総会開会時刻 令和4年12月27日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹	5番 金西 章
6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱	9番 谷崎 賢二
10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	12番 増井 道宏	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	19番 青木 正廣

（農業委員の欠席者）

2番 竹内 信行	17番 森 博之	18番 高井 トミエ
----------	----------	------------

（農地利用最適化推進委員の出席）

1区 庄野 博美	3区 島田 正明	3区 松下 傳	4区 石原 美史
5区 宮田 芳和	6区 庄野 敏彦	6区 橋本 春男	7区 小松 晃
7区 徳山 守	8区 内多 泰美	9区 岡崎 勢一	9区 吉積 幸二
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

2区 柳川 昌弘	5区 辻 義徳
----------	---------

（出席者）

局長 横山 篤 次長 日野 恵 書記 吉田 浩章

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第4号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」

報告第5号「農地法第18号第6項の規定による通知について」

報告第6号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第30回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、3番 錦野 伸策 委員、13番 服部 雅基 委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、2番 竹内 信行 委員、17番 森 博之 委員、18番 高井 トミエ 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、2筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積1,338㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は譲受人の自宅のすぐ近くであり、周辺の農地も耕作しています。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長（青木会長）

担当の矢野委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 矢野委員

現地を見に行ったところ、何も差し支えございませんので、ご検討よろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、2筆です。

【議案朗読省略】

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番についてご説明いたします。

田2筆、合計面積は3,581㎡、転用目的は、土木資材・車両置場でございます。

譲受人は、貨物運送業と土木工事を営む事業所で申請地はその隣接地であります。

現在使用している資材置場は不便で、用心がしにくい場所であることから、土木資材や車両置場を探していたところ、事業所の所在地に隣接する土地所有者と売買の話がまとまったことから、この度の農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、〇〇〇小学校より約15m市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており白地となっています。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない宅地に囲まれた小集団の生産力の低い農地で2種農地と判断されます。

また、この申請地への進入は事業所敷地より行うことから、併せて利用する土地として隣接地である事業所の土地の全部事項証明書が添付されています。

申請地を管理する土地改良区からは、〇〇〇土地改良区及び〇〇〇土地改良区より転用について差支えない旨の意見書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地周辺農地には公的な農道がなかったため、農地所有者が自分の農地を出し合って農道を敷設しており、今回の申請地内にも周辺農地への進入路としての農道が敷設されております。

今回の申請においても、周辺の農地の進入路として申請地内にある現在の農道を拡幅したうえで農道として残すことが周辺農地の耕作者と協議ができているとのことです。

また、畦より1.5m程度離して山土を敷設することとしているので支障はないと考えます。

排水については、転用目的が土木資材・車両置場であることから排水は雨水のみで、地下浸透といたします。

なお、申請地の地下には〇〇〇の配水管が通っており、地役権が設定されておりますが、日本製紙からは土木資材・車両置場に転用することへの同意は得られております。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

地区担当委員は私でございますので、私から補足説明をさせていただきます。

現在の駐車場とか資材置場の隣の農地を資材置場にするということで、何ら問題ございませんので、よろしくご審議をお願いします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は36件、92筆です。

【議案朗読省略】

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。

今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。

以上で議案第3号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号 「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」

報告第3号 「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」

報告第4号 「農地法第5条の規定による許可の取消願について」

報告第5号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第6号 「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

議案書の10ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数は1件、1筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番、田1筆、転用面積138㎡、転用目的は住宅用地の拡張です。登記地目は田でございますが、現況は畑で、居宅に隣接している農地になります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番、田1筆、転用面積1,151㎡の内199.28㎡、転用目的は農業用倉庫になります。

なお、市街化調整区域内農地であっても、200㎡未満の農業施設を目的とした転用の場合は農地法第4条第1項第9号の規定により転用許可が不要となっております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数は7件、10筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番、田1筆、転用面積619㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での届出となります。

整理番号2番、田1筆、転用面積597㎡、転用目的は長屋住宅敷地、所有権移転での届出となります。

整理番号3番、田1筆、転用面積832㎡、転用目的は長屋住宅敷地、所有権移転での届出となります。

なお、整理番号2番、3番は別々の届出ですが、2件、併せて利用する土地として届出が提出されております。

整理番号4番、田2筆、転用面積は1,699㎡、転用目的は宅地分譲のための住宅用地、所有権移転での届出となります。

整理番号5番、田2筆、転用面積は574㎡、転用目的は宅地分譲のための住宅用地、所有権移転での届出となります。

整理番号6番、田2筆、転用面積は449㎡、転用目的は宅地分譲のための住宅用地、所有権移転での届出となります。

整理番号4番、5番、6番も届出は分かれています、3件、併せて利用する土地として届出が提出されております。

整理番号7番、田1筆、転用面積517㎡、転用目的は住宅用地、所有権移転での届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」、報告件数は1件、2筆です。

【議案朗読省略】

整理番号1番、田2筆、転用面積は268㎡、令和3年に5条許可が下りておりましたが、この度、転用計画がなくなったため、転用許可を取り消しの申し出がございました。

現地確認のうえ、転用にかかる工事等もされておらず、現状農地のままであることを確認したうえで、県に取消願を提出し、5条許可の取消通知がございましたことをご報告いたします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数は2件、5筆です。

それぞれ、貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の記名、押印がされ、提出されております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

報告第6号「利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について」、届出件数は4件、4筆です。

貸人、借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

なお、詳細については、16ページに記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外6件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

総会終了 午後1時50分

議事録署名委員 3番 錦野 伸策 委員 13番 服部 雅基 委員